

運航基準

目 次

- 第1章 目的
- 第2章 運航の可否判断
- 第3章 船舶の航行

令和7年7月22日

外園建設工業株式会社

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第2章 運航中止条件

(発航の可否判断)

第2条 発航前に運航を中止すべき条件は、発航地港内及び航行予定の海域上の気象・海象・水象（風速、視程及び波高）に関する情報や予報が、次に掲げる条件のいずれかに達しているとき又は達するおそれがあるときとする。

港・地点名	発航中止条件		
	風速	波高	視程
浜津脇港	15 m/s 以上	1.5 m 以上	1,000 m 以下
葉山港	15 m/s 以上	1.5 m 以上	1,000 m 以下
備考：風速、波高に関する条件数値は、過去に運航を中止したとき及び難航したとき（船舶の動揺により旅客の歩行が極めて困難となったときを含む）の気象・海象。			

- 2 船長及び運航管理者は、発航予定時刻の1時間前時点及び発航予定時刻直前の5分前時点に、前項の気象・海象に関する情報や予報について、次に掲げるとおり入手すること。

港・地点名	情報入手元		
	風速	波高	視程
浜津脇港	海の安全情報(海上保安庁)、天気予報(気象庁)、天気予報サービス「Windy」「タイドグラフ」等		
葉山港			

- 3 船長及び運航管理者は、第1項の条件に該当することを確認したときは、直ちに、担当船舶の発航中止を決定し、旅客の下船その他の適切な措置をとること。
- 4 船長及び運航管理者は、第2項により入手した気象・海象に関する情報や予報の他、漁業者が発航を見合せている場合は、発航を中止すること。

(基準航行の中止条件等)

第3条 基準航行を中止すべき条件は、基準航行を継続した場合に、船体の動揺等により旅客の船内における歩行が著しく困難となるおそれがあるとき、搭載貨物、転倒等の事故が発生するおそれがあるとき並びに航行予定の海域上の気象・海象・水象に関する情報や予報が、次に掲げる条件のいずれかに達しているとき又は達するおそれがあるときとする。

地点名	基準航行中止条件		
	風速	波高	視程
運航航路上	15 m/s 以上	1.5 m 以上	1,000 m 以下

- 2 船長及び運航管理者は、担当船舶の航行中、常時、前項の気象・海象・水象に関する情報や予報について、次に掲げるとおり入手すること。

地点名	情報入手元		
	風速	波高	視程
運航航路上	海の安全情報(海上保安庁)、天気予報(気象庁)、天気予報サービス「Windy」「タイドグラフ」等 1.5 m 以上		

- 3 船長及び運航管理者は、第1項の条件に該当することを確認したときは、直ちに、基準航行中止を決定し、反転、避難、避泊、臨時寄港その他の適切な措置をとること。

(入港中止条件等)

第4条 航行中に入港を中止すべき条件は、入港予定港内の気象・海象・水象に関する情報が、次に掲げる条件のいずれかに達しているとき又は達するおそれがあるときとする。

港・地点名	入港中止条件		
	風速	波高	視程
浜津脇港	15 m/s 以上	1.5 m 以上	1,000 m 以下
葉山港	15 m/s 以上	1.5 m 以上	1,000 m 以下

- 2 船長及び運航管理者は、航行中の担当船舶の入港予定時刻5分前時点に、前項の気象・海象・水象に関する情報について、次に掲げるとおり入手すること。

港・地点名	情報入手元		
	風速	波高	視程
浜津脇港	海の安全情報(海上保安庁)、天気予報(気象庁)、天気予報サービス「Windy」「タイドグラフ」等		
葉山港			

- 3 船長及び運航管理者は、第1項の条件に該当することを確認したときは、直ちに、担当船舶の入港中止を決定し、適宜の海域での錨泊、抜港、臨時寄港その他の適切な措置をとらなければならない。

(運航の可否判断等の手順図)

第4条の2 本章各条に規定する運航の可否判断の手順をまとめた図は別紙のとおりとする。

(運航の可否判断等の記録)

第4条の3 運航管理者及び船長は、運航の可否判断(判断に至った気象・海象・水象(風速、視程及び波高)情報を含む。)、運航中止の措置及び協議の内容を航海日誌に記録し、最後に記録された日から1年間保存するものとする。運航中止基準に達した又は達するおそれがあった場合における反転、避難、避泊、錨泊、抜港、臨時寄港その他の措置については、判断理由を記載すること。短い航路における運航の可否判断の記録は適時(運航日毎等)まとめて記載してもよい。

第3章 船舶の航行

第5条 船長は、運航管理者と協議して次の配置を定めておくものとする。変更する場合も同様である。

(1) 出入港配置

(運航基準図等)

第6条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 起点及び終点の位置並びにこれら相互間の距離
- (2) 航行経路（針路、変針点、基準経路の名称等）
- (3) 標準運航時刻（起点、終点の発着時刻）
- (4) 船長が甲板上の指揮をとるべき狭水道等の区間
- (5) 通航船舶、漁船等により、通常、船舶がふくそうする海域
- (6) 船長が運航管理者と連絡をとるべき地点
- (7) その他航行の安全を確保するために必要な事項

2 船長は、基準経路、避険線その他必要と認める事項を常用海図に記入して航海の参考に資するものとする。

(基準経路)

第7条 基準経路は、運航基準図に記載のとおりとする。

(速力基準等)

第8条 速力基準は、次表のとおりとする。

2 船長は、速力基準表を船橋内及び機関室の操作する位置から見易い場所に掲示しなければならない。

なんきゅう8号		
最微速	5ノット	600rpm
微速	8ノット	900rpm
半速	13ノット	1400rpm
航海速力	15ノット	1500rpm

(連絡方法)

第9条 船長と運航管理者等との間で常時連絡をとるための通信手段は、次の方法による。

	区分	連絡先	連絡方法
(1)	通常の場合	本社、鹿児島営業所、種子島営業所	イリジウム衛星電話又は 携帯電話（au、ソフトバンク）
(2)	緊急の場合	本社、鹿児島営業所、種子島営業所	イリジウム衛星電話又は 携帯電話（au、ソフトバンク）

(機器点検)

第10条 船長は入港着岸（棧）前、棧橋手前（防波堤手前）300m等入港地の状況に応じ安全な海域において、機関の後進（CPPの場合は翼角作動）、舵等の点検を実施する。一日に何度も入出港を繰り返す場合も同様である。

(記録)

第11条 船長及び運航管理者は、基準航路の変更に関して協議を行った場合は、その内容を航海日誌に記録し、1年間保存するものとする。

(運航基準第4条の2関係)

事業者名	外園建設工業株式会社
航路名	浜津脇港～葉山港

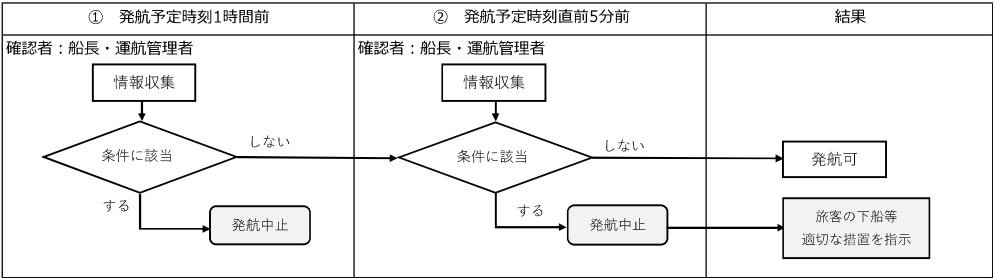
運航の可否判断の手順

1. 発航前に、発航中止条件のいずれかに達しているか又は達するおそれがあるかを確認

● 発航中止条件（運航基準第2条）

港・地点名	風速 (情報入手元)	波高 (情報入手元)	視程 (情報入手元)
浜津脇港	15 m/s以上 (※ 1)	1.5 m以上 (※ 1)	1,000 m以下 (※ 1)
葉山港	15 m/s以上 (※ 1)	1.5 m以上 (※ 1)	1,000 m以下 (※ 1)

● 手順

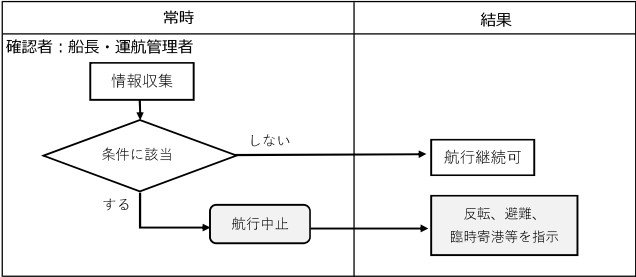


2. 航行中に、航行中止条件のいずれかに達しているか又は達するおそれがあるかを確認

● 航行中止条件（運航基準第3条）

港・地点名	風速 (情報入手元)	波高 (情報入手元)
運航航路上	15 m/s以上 (※ 1)	1.5 m以上 (※ 1)

● 手順

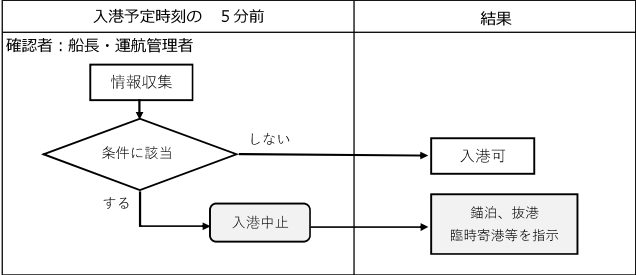


3. 航行中に、入港中止条件のいずれかに達しているか又は達するおそれがあるかを確認

● 入港中止条件（運航基準第4条）

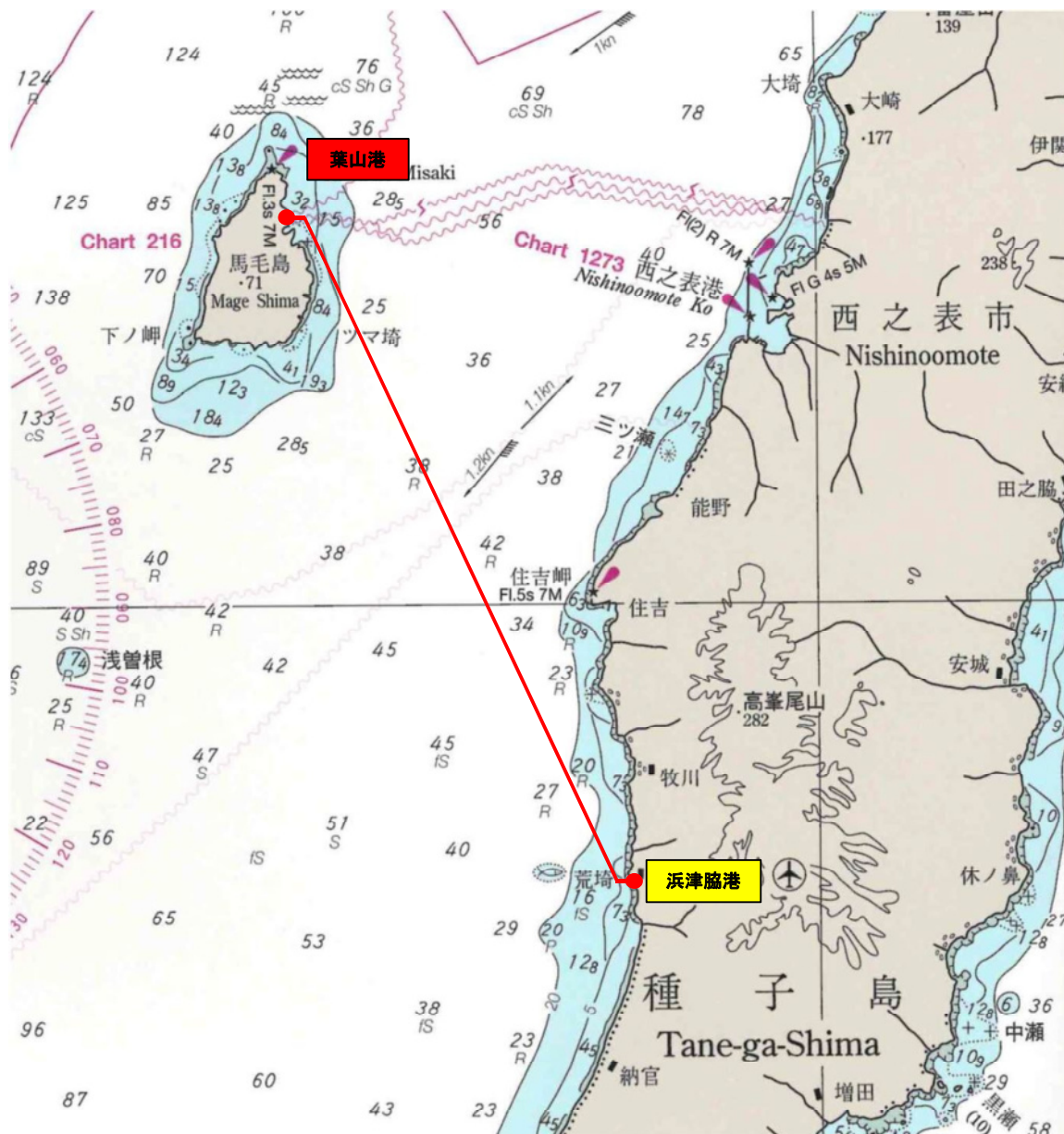
港・地点名	風速 (情報入手元)	波高 (情報入手元)	視程 (情報入手元)
浜津脇港	15 m/s以上 (※ 1)	1.5 m以上 (※ 1)	1,000 m以下 (※ 1)
葉山港	15 m/s以上 (※ 1)	1.5 m以上 (※ 1)	1,000 m以下 (※ 1)

● 手順



※ 1 情報入手元：海の安全情報(海上保安庁)、天気予報(気象庁)、天気予報サービス「Windy」「タイドグラフ」等

□ 運航基準図(浜津脇港～葉山港)



運 航 航 路	
起点又は終点	浜津脇港
終点又は起点	葉山港
航程(NM)	10.1
速力(KT)	15.0 ※1
時間(hm)	0:41

※1 広い海域で他船の運航がない場合、
船溜まり付近や狭い航路その他必要に応じて速力を増減する。

※2 馬毛島～種子島間を南北に航行中の船舶に注意